

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和4年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
坂出市	病院事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続 ●
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	地方独立行政法 人への移行	

抜本的な改革の取組状況

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組みず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

経営アドバイザーを招き経営会議を行うなど、常に経営状況の把握・分析・改善の取り組みを行っており、平成7年度から平成30年度まで経常黒字を維持している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり経常赤字となり、一時的に経営状況は悪化したものの、令和3年度は経常収支が改善しているため経常黒字となる予定であり、中長期的には現在の経営体制・手法で健全経営を継続できる見込み。
 設備投資・更新については、新型コロナウイルス感染症の対応に必要な追加の設備投資は概ね補助金を活用して実施でき、定期的に必要の設備投資・更新も計画的に実施できている。
 平成31年4月に地方公営企業全部適用となり、さらなる改善に取り組んでいる。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和4年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
坂出市	港湾整備事業	—	—

実施状況

抜本的な改革の取組							<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> 現行の経営体制を継続 ● </div>
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	

抜本的な改革の取組状況

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組みず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

本会計は経常収支比率および経費回収率ともに100%を上回っており、他会計からの補助金もなく、事業の規模も小さいことから、抜本的な改革の検討に至っていないため。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和4年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
坂出市	駐車場整備事業	—	

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営 体制を継続 ●
事業廃止	民営化・ 民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	地方独立行政法 人への移行	

抜本的な改革の取組状況

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組みず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

当該駐車場は駅周辺の都市機能の強化を図るとともに、交通渋滞の緩和や交通事故の防止を図ることを目的に設置されていることから事業廃止は難しいため。
また、公民連携等による経営改革を実施するには検討すべき事項が多岐にわたることから、現時点では現行の経営体制・手法を継続することが望ましいと思われるため。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(令和4年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
坂出市	下水道事業	公共下水道	—

実施状況

抜本的な改革の取組							
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				現行の経営体制を継続
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
		●					

抜本的な改革の取組状況

取組事項		(下水道事業)広域化等				
実施済		(実施類型) 汚水処理施設の統廃合 処理場廃止あり 処理場廃止なし	(取組の概要) <div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>	(実施(予定)時期) 年 月 日		
	実施予定		公共下水・流域下水の統合 公共下水同士の統合 集落排水・公共下水との統合 特環下水と公共下水との統合 その他			
		汚泥処理の共同化 維持管理・事務の共同化 最適な汚水処理施設の選択(最適化)				
		(取組の効果額) 百万円(年)	(取組の効果額内訳) <div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>			
検討中	●	(取組の概要) 県と県内市町及び一部事務組合による汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定に向けて検討を実施している。この汚水処理事業の「広域化・共同化」は、全県的な組織や経営の統合を目指すものではなく、共通の課題を抱える事業者が一体となり、より効率的な汚水処理事業の事業経営を目指すものであり、実施可能な範囲で広域化・共同化を進めるものである。	(検討状況・課題) 平成30年10月に県内全ての汚水処理事業者が参画した「香川県汚水処理事業の効率化に向けた検討会」を開催し、「広域化・共同化」に向けて検討体制を構築して協議を重ねてきた。そのなかで、一定の方針が定まったことから、協議の一層の推進や法的な位置付けを明確にするため、下水道法第31条の4で規定する法定協議会を令和2年6月に設置し、検討を進めている。下水道の広域的な連携等による適正かつ効率的な管理運営や事務効率化等を図るため、県や県内市町の特性に応じた方法を検討することが課題であるが、本市は流域下水道への接続をしているため処理場を有せず、ハード面での広域化・共同化は難しいが、維持管理や事務などソフト面での広域化・共同化で、今後賛同できる項目について検討していきたい。			